

証券コード 4382

平成30年 7 月 9 日

株 主 各 位

東 京 都 港 区 芝 五 丁 目 3 1 番 1 7 号
P M O 田 町 2 F
H E R O Z 株 式 会 社
代表取締役 C E O 林 隆 弘

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年7月26日（木曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 7 月 27 日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝五丁目31番19号 ラウンドクロス田町 4 階
ビジョンセンター田町 4 0 1
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第10期（平成29年 5 月 1 日から平成30年 4 月 30 日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決 議 事 項
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）代理人が株主総会に出席される場合、定款第16条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様 1 名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- （2）議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- （3）複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりませんので、予めご了承ください
ますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後
の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス
<https://heroz.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 - ◎当日は節電のため、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の
皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年5月1日から
平成30年4月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、海外経済の拡大や内需の堅調な推移などにより穏やかな回復基調が続きました。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には留意すべき必要があります。

このような環境のなか、当社のAI（BtoC）サービスにおいては、現役将棋名人に勝利した当社エンジニア開発の将棋AIを搭載したスマートフォンアプリ「将棋ウォーズ」が引き続き安定した収益を上げました。

AI（BtoB）サービスにおいては、当社のディープラーニング等の機械学習技術を集約したAIサービス「HEROZ Kishin」に関わる業務の標準化を前期より続けております。資本業務提携先をはじめとする様々な事業会社に「HEROZ Kishin」を拡販し、初期設定フィーと継続フィーともに収益を拡大しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,155,023千円（前事業年度比31.6%増）となり、営業利益354,189千円（前事業年度比298.6%増）、経常利益338,667千円（前事業年度比258.9%増）、当期純利益247,072千円（前事業年度比162.7%増）となりました。

なお、当社はAI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した当社の設備投資の総額は28,306千円であり、その主なものは業務用のパソコン、サーバなどであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において当社は、公募による新株式の発行及び自己株式の処分により716,392千円、また転換社債型新株予約権付社債の発行により316,604千円、総額1,032,996千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (平成27年4月期)	第 8 期 (平成28年4月期)	第 9 期 (平成29年4月期)	第 10 期 (当事業年度) (平成30年4月期)
売 上 高(千円)	1,193,663	1,155,693	877,623	1,155,023
経常利益又は経常 損 失 (△)	△18,239	△23,035	94,352	338,667
当期純利益又は当 期 純 損 失 (△)	△9,697	△87,007	94,062	247,072
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△)	△3.03	△27.19	29.44	82.08
総 資 産(千円)	478,066	464,301	363,814	1,748,133
純 資 産(千円)	193,740	106,733	74,795	1,504,831
1株当たり純資産 (円)	60.54	33.35	25.79	451.38

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社及び子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では、継続的な事業拡大のため、以下の課題について対応が必要であると考えております。

① 新技術への対応

当社が強みとするAI関連の技術は、将来的な利用可能性の高さから世界的に研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社が事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、その対応を行っております。当社では、現在所属している一般社団法人「人工知能学会」の賛助会員として最先端の情報収集に努め、またコンピューター将棋や囲碁AI関連の大会で上位入賞するための情報収集や試行錯誤等を通じて、最先端のAI技術の開発と導入を行いながらその技術力向上に取り組んでおります。

② サービスの安全性及び健全性の確保

ユーザーが安心して当社のサービスを利用できるように、当社では下記のガイドラインを設け、その安全性・健全性の確保に努めております。

当社の安全性・健全性に関するガイドライン

第1条（目的）

このガイドラインは、HEROZ株式会社（以下「当社」という）が運営・提供するゲーム等のサービスについて、当該サービスを利用する者（以下「利用者」という）が安心・安全に楽しめるサービスの提供を実現するために必要な施策を示すことを目的とする。

第2条（施策）

前条の目的を達するために以下の施策を行う。

（1）法令遵守の徹底

サービスの開発・提供に際して、景品表示法その他の関連する法令を遵守する。提供するサービスについて将来的に違法と判明した場合は、直ちに停止する。

（2）20歳未満の利用者の保護の徹底

入会時もしくは課金時に年齢認証を行い、20歳未満の利用者による過度な課金利用を未然に防止する。月間課金上限額（税抜）については、20歳未満利用者の場合、月額20,000円とし、16歳未満の場合は月額5,000円とする。

（3）リアル・マネー・トレード（RMT）の禁止

RMTは一切禁止とする。利用規約においてRMTを禁止している旨を明記するとともに、RMT利用が判明した利用者には、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

（4）不適切行為に対する措置

利用規約違反など、サービスにおいて不適切と判断される行為を行った利用者に対しては、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

（5）利用者間コミュニケーションの監視

利用者間のコミュニケーションが安心・安全に行われるよう、定期的に監視し、利用者間の不適切なコミュニケーションを発見した場合には迅速な対処を行う。

(6) 適切な有料アイテム出現確率

有料ガチャのようにランダムで出現する有料アイテムについては、その出現確率を適切な水準に設定する。

(7) 社員研修・教育

サービスの安全性・健全性を向上させるため、社員の研修・教育を実施する。

第3条（更新）

サービスの変化、利用者の状況の変化、その他社会状況等の変化に鑑み、当ガイドラインの内容を最適な状態とすべく努力をする。

③ 情報管理体制の強化

当社では、AIをBtoCサービスとしては主に頭脳ゲーム等のモバイルアプリに適用しておりましたが、機械学習等のAI技術は極めて汎用性が高く、現在、様々な業界に対してAIサービスの提供を行っております。このようなAI開発のためには、それぞれの業界において蓄積されたデータが必要になるため、当社ではデータを有する企業とのパートナーシップ戦略を採用しております。その結果、機密情報を扱う可能性は高まっているため、情報管理規程等を定めることで管理を徹底しており、今後も社内教育を継続して行っておりまいます。

④ システム基盤の強化

当社は収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保及びサーバの拡充に努めてまいります。

⑤ 知的財産権の確保等について

当社では、日々のAI開発業務から生じた新規性のある独自技術の保護のために、当社単独又は共同開発企業等と共同で、それらに関する特許権等の知的財産権の取得を図っております。しかしながら、AI開発分野においては、国内外大手IT企業等が知的財産権の取得に積極的に取り組んでいるため、当社も特許権の取得により当社の活動領域を確保することが課題であると認識しております。今後、様々な業界に対してAIを開発することによって有用な知見が得られることが期待されるため、外部専門家とも協力しながら、独自の技術分野については、他社に先立って戦略的に特許権を取得してまいります。

⑥ 人材の確保

当社は、AI市場の拡大、新規参入企業の増加、顧客・ユーザーのニーズの多様化に迅速に対応していくため、最先端の技術を有する人材の確保、育成が必要と考えております。

しかし、優秀な能力を持つ人材獲得は、他社とも競合し、安定した人材確保が容易ではない状況が今後も継続すると考えております。当社としましては、技術力の高さを通じて市場でのプレゼンスを高め、会社の魅力を訴求していくことが重要であると考えております。また、社内研修の強化等を図っていくことで人材の育成につなげたいと考えております。

⑦ 内部管理体制の強化

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社の成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年4月30日現在）

事業区分	事業内容
A I 関連事業	AIサービス等の企画・開発・運営

(6) 主要な事業所（平成30年4月30日現在）

本社	東京都港区
----	-------

(7) 使用人の状況（平成30年4月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減
39名	7名増

（注） 使用人数は正社員の他、契約社員も含みます。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年4月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

平成30年4月20日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

2. 株式の状況（平成30年4月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 13,150,000株

(注) 平成30年1月22日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、発行可能株式総数は36,850,000株減少し、13,150,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 3,333,839株

(注) 当事業年度において、発行済株式の総数は、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使による株式転換88,339株及び公募による新株式の発行45,500株により、133,839株増加しております。

(3) 株主数 966名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
林 隆 弘	1,237,100	37.10
高 橋 知 裕	1,237,100	37.10
M I Cアジアテクノロジー投資事業 有 限 責 任 組 合	283,100	8.49
ビ ッ グ ロ ー プ 株 式 会 社	100,000	2.99
株式会社バンドダイナムコエンターテインメント	44,169	1.32
株式会社ハーツユナイテッドグループ	44,169	1.32
株式会社コーエーテクモゲームス	44,169	1.32
ネットマールジャパン株式会社	44,100	1.32
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	40,783	1.22
片 山 晃	33,769	1.01

(注) 持株比率は自己株式10株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

		第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
発 行 決 議 日		平成27年 4 月27日	平成28年 4 月25日
新 株 予 約 権 の 数		64,000個	6,000個
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 64,000株 (新株予約権 1 個につき 1 株)	普通株式 6,000株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い 込みは要しない	新株予約権と引換えに払い 込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 557円 (1 株当たり 557円)	新株予約権 1 個当たり 563円 (1 株当たり 563円)
権 利 行 使 期 間		平成29年 5 月 1 日から 平成37年 4 月25日まで	平成30年 5 月15日から 平成38年 3 月31日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 64,000個 目的となる株式数 64,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 6,000個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を引き受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査等委員もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。
- ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

		第 8 回新株予約権
発 行 決 議 日		平成29年 9 月25日
新 株 予 約 権 の 数		2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 570円 (1株当たり 570円)
権 利 行 使 期 間		平成31年 9 月27日から 平成39年 9 月20日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を引き受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査等委員もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。
- ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
発 行 決 議 日		平成29年 9 月25日	平成29年10月23日
新 株 予 約 権 の 数		33,700個	500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,700株 (新株予約権 1 個につき 1 株)	普通株式 500株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 570円 (1 株当たり 570円)	新株予約権 1 個当たり 570円 (1 株当たり 570円)
権 利 行 使 期 間		平成31年 9 月27日から 平成39年 9 月20日まで	平成31年10月25日から 平成39年 9 月20日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 33,700個 目的となる株式数 33,700株 交付者数 22名	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 500株 交付者数 1名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を引き受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査等委員もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。
- ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況（平成30年 4 月30日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 C E O	林 隆 弘	
代 表 取 締 役 C O O	高 橋 知 裕	
取 締 役 C F O	浅 原 大 輔	経営企画部長
取締役（監査等委員・常勤）	井 上 智 宏	ベンチャーインク会計事務所 代表
取 締 役（監 査 等 委 員）	上 山 亨	カケルパートナーズ合同会社代 表社員
取 締 役（監 査 等 委 員）	飯 田 耕 一 郎	森・濱田松本法律事務所パート ナー弁護士 株式会社みんなのウェディング 監査役 株式会社コロプラ取締役（監査 等委員）

- （注） 1. 平成29年 7 月24日開催の定時株主総会において定款の変更がされたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員）井上智宏氏、上山亨氏及び飯田耕一郎氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）井上智宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、井上智宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 平成29年10月23日開催の臨時株主総会において、上山亨氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、平成29年11月 1 日付で就任いたしました。
6. 平成29年10月31日付で取締役（監査等委員）伊藤雅明氏は辞任により退任いたしました。
7. 当社は、社外取締役井上智宏氏及び上山亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く） （う ち 社 外 取 締 役）	3名 (0)	32,742千円 (－)
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	4 (4)	3,600千円 (3,600千円)
監 査 役 （う ち 社 外 監 査 役）	3 (3)	600千円 (600千円)
合 計 （う ち 社 外 役 員）	7 (4)	36,942千円 (4,200千円)

- (注) 1. 上記には、平成29年10月31日付で辞任した社外取締役（監査等委員）の伊藤雅明氏を含めております。
2. 当社は、平成29年7月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。同日開催の定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任し社外取締役（監査等委員）に就任した井上智宏、飯田耕一郎及び伊藤雅明の各氏については、社外取締役（監査等委員）在任期間分は取締役に、社外監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の員数と報酬等の額に含めております。
3. 平成29年7月24日開催の第9期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額150百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額25百万円以内と決議いただいております。
4. 監査等委員会設置会社移行前におきましては、平成26年7月28日開催の第6期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額15百万円以内と決議いただいております。
5. 合計欄は、実際の支給員数を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）井上智宏氏は、ベンチャーインク会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には記載すべき取引関係等はありません。

- ・取締役（監査等委員）上山亨氏は、カケルパートナーズ合同会社の代表社員であります。また、過去において当社の取引先であった野村證券株式会社の業務執行者（従業員）でありましたが、平成29年9月に退職しております。当社とこれらの兼職先との間には記載すべき取引関係等はありません。
- ・取締役（監査等委員）飯田耕一郎氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士であります。当社は、森・濱田松本法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、飯田耕一郎氏は、過去に当社の法律業務を取扱ったことはなく、また今後も取扱う予定はありません。当社が同事務所に支払っている顧問料は、同事務所の規模に比して少額であります。また、飯田耕一郎氏は、株式会社みんなのウェディングの社外監査役、株式会社コロプラの社外取締役（監査等委員）であります。当社とこれらの兼職先との間には記載すべき取引関係等はありません。
- ・平成29年10月31日付で辞任した社外取締役（監査等委員）伊藤雅明氏は、他の法人等の業務執行取締役等及び社外役員を兼務しておりません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	井 上 智 宏	当事業年度において開催された取締役会20回のうち、監査役として3回、監査等委員として17回出席いたしました。 また、当事業年度において開催された監査役会3回の全て、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員）	上 山 亨	就任時（平成29年11月1日）以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち全てに出席いたしました。 また、就任時（平成29年11月1日）以降、当事業年度において開催された監査等委員会6回のうち全てに出席いたしました。 経営と金融等に関する幅広い知識と経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	飯 田 耕 一 郎	当事業年度において開催された取締役会20回のうち、監査役として3回、監査等委員として17回出席いたしました。 また、当事業年度において開催された監査役会3回の全て、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員）	伊 藤 雅 明	退任時（平成29年10月31日）までに当事業年度において開催された取締役会9回のうち、監査役として3回、監査等委員として6回出席いたしました。 また、退任時（平成29年10月31日）までに当事業年度において開催された監査役会3回のうち全て、また、監査等委員会4回のうち全てに出席いたしました。事業会社での長年の職務経験と監査役としての豊富な経験から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。なお、当社は、平成29年7月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、コンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、継続的な企業価値向上を目指しつつ公正・誠実な事業活動を行うために、取締役及び使用人に対しては、法令及び規程等を遵守し適正に職務を行うことを、周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「就業規則」等に基づき適切に対処するなど、リスク管理体制の強化に取り組みます。そのために、コンプライアンス委員会の定期的な開催や、会社規程等の整備と検証及び見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図ります。また、当社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等については、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応します。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効な運用及び評価を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」等に則り、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して適切に保存及び管理します。また、「情報管理規程」を定め、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に係るリスクを適切に評価及び認識し、それぞれのリスクを予防するための措置を取るために、内部監査担当者による定期的な監査を実施いたします。これにより、法令及び定款等の違反その他の事由に基づく損失の危険を未然に回避、予防し、又は管理します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適切かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営上の重要事項の審議・決定を行います。

- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めることとします。なお、当該補助使用人は、業務の執行に係る職位を兼務しないことに努める等、独立性を確保することに努めます。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指示命令に服することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないこととします。

- ⑦ 取締役及び使用人が、監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類等を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備し、併せて、監査等委員に代表取締役、会計監査人、内部監査担当者が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供します。

また、当社の取締役及び使用人は、不正又は法令及び定款等の違反等、又は内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員に報告するものとします。なお、「内部通報規程」を定めることで、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底いたします。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。

- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査担当者は、監査等委員と定期的に意見交換を行う機会を持つこととします。また、監査等委員は取締役会に参加するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に出席し、重要な報告を受ける体制を構築します。なお、監査等委員会は、会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の実効性を図ることとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

② 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、経営企画部長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、ＣＥＯの指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、ＣＥＯによる承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果をＣＥＯに報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

貸 借 対 照 表

(平成30年 4 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,684,896	流 動 負 債	243,301
現金及び預金	1,555,078	買 掛 金	21,890
売 掛 金	102,266	未 払 金	20,715
仕 掛 品	6,356	未 払 費 用	15,787
前 払 費 用	8,560	未 払 法 人 税 等	125,524
繰 延 税 金 資 産	11,611	前 受 金	12,633
そ の 他	1,023	預 り 金	9,705
固 定 資 産	63,237	賞 与 引 当 金	6,414
有 形 固 定 資 産	30,250	そ の 他	30,630
建 物	1,434	負 債 合 計	243,301
工具、器具及び備品	2,940	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	25,874	株 主 資 本	1,504,831
無 形 固 定 資 産	233	資 本 金	205,990
ソ フ ト ウ ェ ア	233	資 本 剰 余 金	973,676
投資その他の資産	32,752	資 本 準 備 金	144,640
長 期 前 払 費 用	46	その他資本剰余金	829,036
繰 延 税 金 資 産	8,406	利 益 剰 余 金	325,167
そ の 他	24,300	その他利益剰余金	325,167
資 産 合 計	1,748,133	繰越利益剰余金	325,167
		自 己 株 式	△4
		純 資 産 合 計	1,504,831
		負 債 純 資 産 合 計	1,748,133

損 益 計 算 書

(平成29年 5 月 1 日から)
(平成30年 4 月 30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,155,023
売 上 原 価	646,095
売 上 総 利 益	508,927
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	154,737
営 業 利 益	354,189
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
出 資 分 配 金	1,577
そ の 他	207
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	32
株 式 交 付 費	4,816
株 式 公 開 費 用	12,462
経 常 利 益	338,667
税 引 前 当 期 純 利 益	338,667
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	111,612
法 人 税 等 調 整 額	△20,017
当 期 純 利 益	247,072

株主資本等変動計算書

(平成29年 5 月 1 日から)
(平成30年 4 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
					繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	61,350	—	61,350	61,350	78,095	78,095	△126,000	74,795	74,795
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	144,640	144,640		144,640				289,281	289,281
当 期 純 利 益					247,072	247,072		247,072	247,072
自己株式の処分			767,686	767,686			125,995	893,681	893,681
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	144,640	144,640	767,686	912,326	247,072	247,072	125,995	1,430,035	1,430,035
当 期 末 残 高	205,990	144,640	829,036	973,676	325,167	325,167	△4	1,504,831	1,504,831

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当社では、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

14, 189千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

3, 333, 839株

(注) 当事業年度において、発行済株式の総数は、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使による株式転換88, 339株及び公募による新株式の発行45, 500株により、133, 839株増加しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

10株

(注) 当事業年度において、自己株式の数は、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使による株式転換173, 290株及び公募による自己株式の処分126, 700株により、299, 990株減少しております。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

198, 100株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金については、経理規程に基づき各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては、顧客ごとに、経営企画部が期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務については、経営企画部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,555,078	1,555,078	—
(2) 売掛金	102,266	102,266	—
資産計	1,657,345	1,657,345	—
(1) 買掛金	21,890	21,890	—
(2) 未払金	20,715	20,715	—
(3) 未払法人税等	125,524	125,524	—
(4) 預り金	9,705	9,705	—
負債計	177,836	177,836	—

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	8,406 千円
賞与引当金	1,964
未払事業税	8,258
前受金	1,388
その他	2,077
繰延税金資産小計	22,094
評価性引当額	△2,077
繰延税金資産合計	20,017

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 451円38銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 82円08銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株の発行)

当社は、平成30年3月15日及び平成30年4月4日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を決議し、平成30年5月23日に払込が完了いたしました。

①募集方法：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）

②発行する株式の種類及び数：普通株式 25,800株

③割当価格：1株につき 4,160.04円

④払込金額：1株につき 3,349円

会社法上の払込金額であり、平成30年4月4日開催の取締役会において決定された金額

⑤資本組入額：1株につき 2,080.02円

⑥割当価格の総額：107,329,032円

⑦資本組入額の総額：53,664,516円

⑧払込金額の総額：86,404,200円 会社法上の払込金額の総額

⑨払込期日：平成30年5月23日（水曜日）

⑩割当先：S M B C 日興証券株式会社

⑪資金使途：サーバの購入、外部サーバ費用、研究資金、人件費及び人材採用教育費、広告宣伝費

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月12日

HEROZ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員業務 執 行 社 員	公認会計士	遠 藤 康 彦 ㊞
指定有限責任社員業務 執 行 社 員	公認会計士	山 本 恭仁子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HEROZ株式会社の平成29年5月1日から平成30年4月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年5月1日から平成30年4月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月18日

HEROZ株式会社 監査等委員会

監査等委員 井 上 智 宏 ㊞

監査等委員 上 山 亨 ㊞

監査等委員 飯 田 耕 一 郎 ㊞

- (注) 1. 監査等委員井上智宏、上山亨及び飯田耕一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、平成29年7月24日開催の第9期定時株主総会の決議により、同日付をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。平成29年5月1日から平成29年7月24日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が な (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	はやし たか ひろ 林 隆 弘 (昭和51年12月20日)	平成11年4月 日本電気株式会社 (NEC) 入社 IT戦略部、経営企画部に在籍 平成21年4月 当社設立 代表取締役CEO (現任)	1,237,100株
2	たか はし とも ひろ 高 橋 知 裕 (昭和51年12月30日)	平成11年4月 日本電気株式会社 (NEC) 入社 ビッグロブ事業部、経営 企画部に在籍 平成21年4月 当社設立 代表取締役COO (現任)	1,237,100株
3	あさ はら だい すけ 浅 原 大 輔 (昭和54年6月6日)	平成16年4月 マーサージャパン株式会社入社 平成18年7月 ゴールドマン・サックス証券 株式会社入社 投資銀行部門資本市場本部に 在籍 平成25年6月 当社入社 平成25年7月 当社取締役CFO兼経営企 画部長 (現任)	—

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝五丁目31番19号 ラウンドクロス田町 4階

ビジョンセンター田町 401

TEL 03-6262-3553



交通 JR 田町駅三田口より 徒歩約2分

都営浅草線・三田線 三田駅A3番出口より 徒歩約1分